

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 453

2025年 2 月 FEBRUARY



今月のお知らせ

来月のインフォメーションはお休みします

確定申告の日程 2/17(月)～3/17(月)

- / 今年の確定申告は
- / 会社と役員の賃貸契約
- / はしやすめ ・ 鬼が嫌いなもの
- / 税務まめ辞典 ・ 親名義の不動産収入を子の収入とした場合



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19

TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068

メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp

ホームページアドレス

<http://www.shima-kaikei.co.jp>

今年の確定申告は



いよいよ確定申告の時期となりました。今年はインボイス制度が導入されてから初めて丸一年の課税期間となり、インボイスを登録して課税事業者となった方は昨年よりも消費税の納付額が増えることが予想されます。

確定申告の結果を基に住民税・国民健康保険・公営住宅の家賃・保育料などが決まります。さらには県や市町村からの助成制度や公的負担などにも影響してきますので控除もれなどが無いよう適正な確定申告を心掛けましょう。

確定申告の日程等

	確定申告の日程	納付期限		所得税延納の2回目納付期限 (2回に分割納付の場合)
		原則	振替納税(引落)	
所得税及び復興特別所得税	2/17(月)～3/17(月)	3/17(月)まで	4/23(水)	2回目6/2(月) 延納利子税(年利0.9%)
消費税	3/31(月)まで	3/31(月)まで	4/30(水)	消費税及び地方消費税には延納制度はありません
贈与税	2/3(月)～3/17(月)	3/17(月)まで	なし	例外的に延納が認められます

※ 延納する税額が52万9千円以下の場合、0.9%の割合で計算される利子税は、基準額(1千円)未満となりかかりません。

主な変更点

定額減税の実施

合計所得金額が1,805万円以下の方は「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」の定額減税が実施されます。

ただし、年間103万円以下の青色専従者給与を支給している場合や白色申告者が事業専従者控除を受けている場合は事業主側で専従者分の定額減税を受けることができません。

これらに該当する方については令和7年の調整給付の対象となり、申請が必要となります。今後各市町村から確認のお知らせが届く予定です。詳しくは各市町村へお尋ねください。

住宅ローン控除の見直し

令和6年以降の新築住宅については一定の省エネ性能を満たさない一般の住宅は適用対象外となりましたが、子育て世帯等に対する住宅ローン控除が次のとおり拡充されました。

新築住宅ローン控除の借入限度額(令和6年分)

住宅の区分	子育て世帯	左記以外	控除期間	控除率
認定住宅	5,000万円	4,500万円	13年	0.7%
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円		
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円		

※ZEH(ゼッチ)とはNet Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略語で、太陽光発電設備の導入・高断熱利用などにより、生活で消費するエネルギーよりも生み出すエネルギーが上回る住宅のこと。

確定申告が必要な方

- 給与等の収入金額が 2,000 万円を超える方
- 1ヶ所から給与等の支給を受けている場合で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が 20 万円を超える方
- 2ヶ所以上から給与等の支給を受けている場合で、年末調整をしていない給与等の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が 20 万円を超える方
- 公的年金等の収入が 400 万円を超える方 (400 万円以下は確定申告不要)
- 公的年金等に係る雑所得や退職所得以外の所得金額の合計額が 20 万円を超える方

同族会社の役員等で、その同族会社から貸付金の利子や店舗等の賃貸料の支払いを受けている場合は 20 万円以下でも確定申告をする必要があります。

医療費控除を受ける場合

令和 6 年中の医療費の支払いが 10 万円又は所得の 5% を超えた場合は医療費控除が受けられます。ただし、保険や高額医療費の戻りがあればその分を差し引いた金額になります。

健康保険に加入している方は 1 月下旬頃に事業所へ「医療費のお知らせ」が届いています。医療費のお知らせには被保険者本人と扶養親族が受診した 8 月までの医療費が記載されています。お知らせに記載されている分の領収書は不要で、合計額をそのまま医療費控除の計算に使用することができます。お知らせに記載されていない 9 月から 12 月までの診療分については医療機関等からもらった領収書を基に医療費控除の明細書を作成します。

国保に加入している方は毎年 5 月より 2 か月おきに「医療費のお知らせ」が届いています。例年 2 月までには年間の医療費のお知らせが揃うこととなりますので、その金額を医療費控除に使用すれば領収書は不要となります。ただし、医療費のお知らせ等に記載がないものは支払った医療費の領収書が必要です。

セルフメディケーション税制の対象となる市販薬 (右図のマークが入った市販薬) の購入が年間 12,000 円を超えた場合、その超える部分 (限度額 88,000 円) の金額を控除できます。ただし、一般の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除は併用できません。



会社と役員の間貸借契約



会社が所有している不動産を役員に貸している、あるいは役員が所有している不動産を会社に貸しているケースは多くみられます。その際に適正な賃貸料で取引されなかった場合は問題が生じます。

適正な年間の賃貸料とは一般的には以下のような計算方法で算出します。

- ・建物…その年度の建物の固定資産税の課税標準額 × 12% (建物法定耐用年数 30 年超は 10%)
- ・土地…その年度の敷地の固定資産税の課税標準額 × 6%

例えば役員が所有する物件を適正な賃貸料よりも極端に高い金額で会社に貸した場合、その差額が役員に対する給与として所得税や住民税などが課税されます。

また、会社が所有する物件を適正な賃貸料よりも極端に低い金額で役員に貸した場合も同じようにその差額が役員に対する給与となります。

なお、役員が所有する物件を適正な賃貸料よりも極端に低い金額で会社に貸した場合、会社は適正な金額との差額を家賃 (損金) と雑収入 (益金) で計上することになりますが、収入と経費の両方を計上することになりますので実質会社の利益は変わりません。

はしやすめ

鬼が嫌いなもの



今年の節分は2月2日でしたが、事務所の近所でも「鬼は外〜！」と叫んで豆まきしている子供の声が聞こえてきました。魔を滅する「魔滅」に通じることから節分で豆がまかれるようになったのですが、他にも鬼は“臭いもの”と“とがったもの”が嫌いだといわれています。

節分では豆まき以外にも柊に、焼いた鯛の頭を刺した柊鯛（ひいらぎいわし）を玄関先に飾る風習があります。柊は冬でも青々として生命力があり、鋭いトゲを持った葉が鬼の目を刺し、焼いた鯛の強烈なにおいが鬼を寄せ付けないといわれています。

邪気象徴である鬼は、鬼門（北東）から出入りするといわれています。方角に「ね・うし・とら・う…」の十二支を当てていくと鬼門である北東は「うし・とら」になることから、日本では虎の皮のふんどしを巻き、頭に牛のような角が生えた姿が鬼のイメージとなっています。

昔から「くしゃみ」をすると魂が抜けて邪気（鬼）が入るといいう言い伝えがあります。この言い伝えは世界共通のようで、英語圏ではくしゃみをすると周りの人が「(God) Bless you」（神の祝福あれ＝お大事に）と言ってくれます。

くしゃみの語源は「くさめ」というおまじないからきています。臭いものが嫌いな鬼に対して「糞食め」や「糞食らえ」と言っていたものが「くさめ」となり「くしゃみ」になっていったといわれています。

か弱い子供から鬼を遠ざけるため日本では幼少期に実名を隠し、幼名で呼ぶ風習がありました。牛若丸（後の源義経）や梵天丸（後の伊達政宗）の「丸」という字はいわゆる「うんち」という意味があります。子供用の便器である「おまる」はここからきています。こちらも世界共通のようで中国では生まれてきた赤ちゃんを「臭臭」と呼び、韓国でも本名で呼ばず、わざと可愛くない呼び名で呼ぶそうです。子供につけていた丸という字がやがて親愛を表す呼び名として定着し、船（日本丸）やお城（本丸）、刀（数珠丸…天下五剣のひとつ）などにも「丸」という字がつけられるようになりました。

最後に、鬼は夜明けを知らせるニワトリの鳴き声が嫌いだそうです。桃太郎の鬼退治に出てくるキジではないんですね。

税務まめ辞典

親名義の不動産収入を子の収入とした場合

高齢の親が所有している不動産を子が管理していることがあります。不動産経営を引き継いだということで子の収入として申告することができるのかというと、結論から言えばできません。

不動産から生じる収入はあくまでも不動産の所有者のものというルールがあります。

もし、不動産の収入を子がもらっているならば親から子への「贈与」とみなされます。

もちろん生前贈与をして不動産の名義を子に変えれば子の収入とすることができますが、生前贈与をすることで生じるメリットやデメリットをよく考えてから判断することをおすすめします。

メリットは①今後受け取れる不動産収入は子の収入となるので、その分だけ親の相続財産を増やさないことができる。

②すでに生前贈与しているので誰が相続するか悩んだり争わなくて済む。

デメリットは①不動産の名義を変えるための登記費用がかかる、②不動産取得税が発生する（相続した場合は発生しない）、③相続税の申告時に利用できる「小規模宅地の特例」を使えないなどです。

小規模宅地等の特例とは、貸した相手や貸している土地の面積に応じて50%〜80%の割合で土地の評価を減額してよいというものです。（ただし面積には限度があります）

相続税がかからない場合は③は考えなくても大丈夫です。